

- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室営繕係（警察棟2階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-381-0110 内線 2266
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成17年4月20日から平成17年5月9日までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時15分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成17年5月18日（水）午前11時00分から  
イ 場所  
熊本県警察本部2階201会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年5月17日（火）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書の締結  
ア 契約書作成の要否  
要する。  
イ 契約の締結期限  
落札決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たり

- の賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県監査委員公告第1号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人千歳睦男から平成16年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成17年4月20日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	山	本	豊	孝
同	前	川		收
同	小	杉		直

**熊本県労働委員会告示第2号**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成17年4月20日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

氏 名	現 職
竹 中 潮	熊本県労働委員会会長 弁護士
衛 藤 二 男	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
西 平 茂 子	熊本県労働委員会公益委員
西 村 一 成	熊本県労働委員会公益委員 熊本日日新聞社監査役・新聞博物館長
石 橋 洋	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科教授
河 瀬 和 典	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会会長
甲 斐 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
上米良 清	熊本県労働委員会労働者委員 新九州電力労働組合熊本支部執行委員長
浅 山 卓 司	熊本県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟熊本県支部支部長
稲 田 富貴子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部福祉ユニオン執行委員長
上土井 正 士	熊本県労働委員会使用者委員 九州産業交通株式会社人事部長
上 田 勝 利	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
高 野 瑞 代	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人高野会高野病院理事
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長

原 利 彦	熊本県労働委員会使用者委員 原精機産業株式会社専務取締役
高 木 庸	熊本県労働委員会事務局長
福 岡 耕 治	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
丸 山 秀 人	熊本県労働雇用課長

**熊本県監査委員公告第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、平成16年4月から平成17年1月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月20日

熊本県監査委員	高 山 宗 秀 暁
同	山 本 本 孝
同	前 川 收
同	小 杉 直

平成16年度

行政監査報告書

「追録図書の保有及び利用状況について」

熊本県監査委員

## 目 次

## 第 1 監査の概要

1 監査のテーマ	-----	18
2 監査の目的	-----	18
3 監査対象年度	-----	18
4 監査対象機関	-----	18
5 監査の実施方法	-----	18
6 実地監査期間	-----	18
7 監査の着眼点	-----	18

## 第 2 監査の結果

1 追録図書の概要	-----	19
2 追録図書の保有状況	-----	19
3 追録代支払金額の状況	-----	20
4 追録図書の管理状況	-----	23
5 導入年度別保有部数及び追録代支払い状況	-----	26
6 差し替え回数別保有部数及び追録代支払い状況	-----	27
7 同一図書の保有状況	-----	29

## 第 3 意見

1 保有の必要性の観点から	-----	30
2 経済性の観点から	-----	30
3 利便性の観点から	-----	30
4 管理の観点から	-----	30
5 スペースの有効活用の観点から	-----	31
6 まとめ	-----	31

## 行政監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査について、次のとおり監査の結果に関する報告を決定した。

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

「追録図書の保有及び利用状況について」

#### 2 監査の目的

世界的なIT（情報通信技術）の広がりの中で、本県でも平成13年度から「電子県庁」の構築が計画され、行政サービスの向上のほか、情報の共有化、事務処理の迅速化、ペーパーレス化等の取り組みが進められており、イントラネットやインターネット（以下「イントラネット等」という。）を利用した法令等を始めとする様々な情報の収集や検索が可能となっている。

しかしながら、県の各機関においては、依然として追録図書の利用が継続されている。追録図書については、ほぼ毎年、追録の差し替えに伴う追録代の支払いが生じるばかりでなく、執務室や書庫等における一定のスペースを占有しており、執務室等の有効活用の面からも追録図書の検証の必要性について検討が必要である。

このような状況の中で、追録図書がどの程度保有され、どのような利用が行われているかを調査し、時代に即応した、経済的で、かつ、効果的・効率的な追録図書のあり方について検討することを目的として行う。

#### 3 監査対象年度

平成15年度

#### 4 監査対象機関

- (1) 知事部局各課、出先機関
- (2) 各種委員会等
- (3) 教育庁各課、出先機関、県立学校
- (4) 警察本部各課、警察署

#### 5 監査の実施方法

監査対象機関から事前に行政監査調書の提出を求め、各監査機関について定期監査と併せて実地監査（一部については書面監査）を実施した。

#### 6 実地監査期間

平成16年4月から平成17年1月まで

#### 7 監査の着眼点

- (1) 追録図書の管理は的確に行われているか。
  - ①保管場所は適切か。

- ②差し替えは確実に行われているか。
- (2) 追録図書の利用は十分に行われているか。
- (3) 追録図書について、経済性、効率性が検討されているか。
- ①必要以上の部数を保有していないか。
- ②利用がほとんどないにもかかわらず、漫然と継続保有をしていないか。
- ③利用頻度に応じて、他機関と共有できるものはないか。
- (4) 追録図書の必要性は十分にあるか。
- ①イントラネット等利用に切り替えられないか。
- ②追録図書の特性を必要とする図書か。

## 第2 監査の結果

### 1 追録図書の概要

追録図書は、法令等が一部改正されたり判例等が追加された場合に、変更となった部分を追録として送付し、台本から変更部分を取り除き追録を補完することにより、常に最新の内容に保つシステムが取られているものである。

追録代の請求は、差し替え（加除整理業務）代を別途請求されるものと追録代に含まれているものがあり、本県における追録図書代金の支払いは、差し替えが完了したことを確認し支出することとなっている。

なお、本県で追録代を支出している主な出版社は表1のとおりとなっている。

表1 出版社別追録代支出状況

出版社名	購入部数 (部)	追録代 (千円)	支払い総額に 占める割合
(株)ぎょうせい	1,101	50,910	46.2%
第一法規(株)	2,739	32,207	29.2%
新日本法規出版(株)	785	14,968	13.6%
(株)きゅうせい	30	3,645	3.3%
(株)大成出版社	76	3,058	2.8%
その他(14社)	199	5,434	4.9%
合計	4,930	110,222	100.0%

### 2 追録図書の保有状況

知事部局、各種委員会等、教育庁及び警察の本庁（本部）各課並びに各出先機関、各県立学校及び各警察署の総数310機関について行政監査を実施したが、このうち292機関が追録図書を保有し、保有率は94.2%となっている。

### (1) 部局別保有状況

追録図書を部局別に分類すると表2のとおりとなる。

追録図書の保有部数を部局別に比較してみると、全体保有部数4,930部のうち、知事部局が3,770部(76.7%)、各種委員会等が72部(1.4%)、教育庁が884部(17.9%)、警察が205部(4.2%)を保有している。その中でも、地域振興局が1,711部(34.7%)、総務部が832部(16.9%)、県立学校が721部(14.6%)となっている。

また、1所属平均保有部数は、知事部局が25.0部、各種委員会等が18.0部、教育庁が8.6部、警察が3.9部となっており、全体平均では15.9部となっている。

なお、1部が複数の分冊で構成されるものがあるため、総保有部数4,930部の延冊数は19,641冊に達している。

### (2) 図書種類別保有状況

追録図書を種類別、部局別に分類すると表3のとおりとなる。

図書種類別に保有部数を比較してみると、各種事務提要・問答集・手引・要覧・事務必携類(以下「提要等」という。)が2,118部(43.0%)、各種法令集が1,085部(22.0%)、判例集が374部(7.6%)となっている。保有する主な部局は、提要等が、知事部局1,619部、次いで教育庁445部となっている。各種法令集は、知事部局932部、次いで教育庁101部となっている。判例集は、知事部局298部、次いで教育庁30部となっている。

## 3 追録代支払い状況

### (1) 部局別支払い状況

追録代を部局別に分類すると表2のとおりとなる。

追録代の年間支払金額は、110,222千円となっており、知事部局が84,637千円(76.7%)、各種委員会等が2,168千円(2.0%)、教育庁が13,736千円(12.4%)、警察が9,681千円(8.8%)を支払っている。なお、知事部局では、地域振興局が39,629千円、総務部が15,594千円、土木部が12,440千円となっている。

### (2) 図書種類別支払い状況

追録代を図書種類別に分類すると表3のとおりとなる。

図書種類別に追録代を比較してみると、提要等が42,581千円(38.6%)、各種法令集が27,389千円(24.8%)、判例集が13,631千円(12.4%)となっている。



追録代支払いの主な部局は、提要等が知事部局35,013千円、次いで教育庁6,057千円、各種法令集が知事部局20,273千円、次いで警察3,833千円、判例集が知事部局10,710千円、次いで警察1,295千円となっている。特徴的なものとしては、現行法規の保有部数47部(1%)であるが、追録代は8,406千円(7.6%)と高額になっている。

表2 追録図書保有状況(部局別)

区 分		対 象 機関数	追 録 図 書 保 有 機関数	保 有 部 数 (部)	保 有 部 数 の 総 数 に 占 める 割 合	1 機 関 あ た り の 保 有 部 数	分 冊 数 (冊)	年 間 追 録 代 支 払 金 額 (千 円)	追 録 代 の 総 額 に 占 める 割 合
知 事 部 局	総合政策局	4	4	21	0.4%	5.3	182	612	0.6%
	総務部	15	13	832	16.9%	55.5	2,977	15,594	14.1%
	地域振興部	8	7	47	1.0%	5.9	100	562	0.5%
	健康福祉部	27	23	139	2.8%	5.2	697	4,913	4.5%
	環境生活部	11	11	68	1.4%	6.2	448	954	0.9%
	商工観光労働部	14	13	99	2.0%	7.1	465	1,708	1.5%
	農政部	20	19	218	4.4%	10.9	1,119	4,404	4.0%
	林務水産部	10	9	85	1.7%	8.5	552	2,261	2.0%
	土木部	30	27	470	9.6%	15.7	2,070	12,440	11.3%
	地域振興局	10	10	1,711	34.7%	171.1	5,618	39,629	35.9%
	出納局	2	2	80	1.6%	40.0	293	1,559	1.4%
小 計	151	138	3,770	76.5%	25.0	14,521	84,637	76.7%	
各 種 委 員 会 等	委員会	3	3	45	0.9%	15.0	412	1,526	1.4%
	議会事務局	1	1	27	0.5%	27	234	642	0.6%
	小 計	4	4	72	1.4%	18.0	646	2,168	2.0%
教 育 庁	本 庁	11	8	87	1.8%	7.9	356	2,098	1.9%
	出先機関	18	17	75	1.5%	4.2	295	859	0.8%
	県立学校	74	74	721	14.6%	9.7	2,501	10,779	9.8%
	小 計	103	99	884	17.9%	8.6	3,150	13,736	12.5%
警 察 本 部	警察本部各課	29	28	106	2.2%	3.7	798	4,272	3.9%
	警察署	23	23	99	2.0%	4.3	524	5,409	4.9%
	小 計	52	51	205	4.2%	3.9	1,322	9,681	1.8%
合 計		310	292	4,930	100.0%	15.9	19,641	110,222	100.0%

(知事部局の各部局には出先機関を含む)

表3 種類別追録図書保有状況(部局別)

(上段は部数で部、下段は追録代で千円)

区 分	県関係			国関係				その他		計		
	県法 規	人事 例規 集	出納 関係 規程 集	現行 法規	各種 法令 集	判例集	通知 集	提要 問答 手引 要覧 必携	その 他			
知 事 部 局	総合政策 局	1 88	4 38	3 14	1 198	1 125	2 37	0 0	9 112	0 0	21 612	
	総務部	32 302	39 392	26 122	5 776	372 3,688	93 2,467	9 2,040	254 5,771	6 36	832 15,594	
	地域振興 部	1 0	8 67	12 55	0 0	0 0	1 10	0 0	23 396	2 35	47 563	
	健康福祉 部	2 15	15 247	23 106	3 578	24 1,000	4 91	10 447	56 2,394	2 36	139 4,914	
	環境生活 部	2 0	10 103	11 58	3 397	6 90	3 59	0 0	33 246	0 0	68 953	
	商工観光 労働部	2 0	14 155	24 107	2 379	18 466	2 41	0 0	37 560	0 0	99 1,708	
	農政部	5 15	27 334	43 213	2 452	16 565	11 122	9 612	101 1,991	4 100	218 4,404	
	林務水産 部	4 87	10 94	21 100	3 379	15 728	2 132	2 183	27 525	1 33	85 2,261	
	土木部	9 175	27 252	90 346	6 1,144	39 2,209	57 4,421	11 74	227 3,728	4 92	470 12,441	
	地域振興 局	10 353	59 720	194 924	14 2,717	440 11,399	111 2,339	35 1,918	837 19,146	11 112	1,711 39,628	
	出納局	1 15	3 25	47 200	1 181	1 3	12 991	0 0	15 144	0 0	80 1,559	
	小 計	69 1,050	216 2,427	494 2,245	40 7,201	932 20,273	298 10,710	76 5,274	1,619 35,013	26 444	3,770 84,637	
	各 種 委 員 会 等	委員会	0 0	15 126	5 20	2 340	1 11	9 593	0 0	13 436	0 0	45 1,526
		議会事務 局	0 0	1 8	2 8	1 163	4 103	13 322	0 0	6 38	0 0	27 642
		小 計	0 0	16 134	7 28	3 503	5 114	22 915	0 0	19 474	0 0	72 2,168

表3続き 種類別追録図書保有状況(部局別)

(上段は部数で部、下段は追録代で千円)

区 分		県関係			国関係				その他		計
		県法 規	人事 例規 集	出納 関係 規程 集	現行 法規	各種 法令 集	判例集	通知 集	提要 問答 手引 要覧 必携	そ の 他	
教育 庁	本 庁	0	5	6	1	12	8	1	54	0	87
		0	17	22	198	619	315	21	905	0	2,097
	出先機関	2	15	19	0	14	4	0	17	4	75
		111	206	77	0	253	21	0	130	60	858
	県立学校	27	71	145	0	75	18	0	374	11	721
	1,284	907	644	0	2,297	375	0	5,022	251	10,780	
	小 計	29	91	170	1	101	30	1	445	15	883
		1,395	1130	743	198	3,169	711	21	6,057	311	13,735
警察 本部	警察本部	7	2	33	2	16	23	3	20	0	107
	各課	613	17	150	351	1,390	1,293	52	406	0	4,272
	警察署	23	1	23	1	31	1	0	15	4	99
		2,013	18	105	153	2,443	2	0	631	45	5,410
	小 計	30	3	56	3	47	24	3	35	4	205
		2,626	35	255	504	3,833	1,295	52	1,037	45	9,682
合 計		128	326	727	47	1,085	374	80	2,118	45	4,930
		5,071	3,726	3,271	8,406	27,389	13,631	5,347	42,581	800	110,222
平均支払額		39.6	11.4	4.5	178.9	25.2	36.4	66.8	20.1	18.4	22.4
保有部数の割合		2.6	6.6	14.7	1.0	22.0	7.6	1.6	43.0	0.9	100
支払額の割合		4.6	3.4	3.0	7.6	24.8	12.4	4.9	38.6	0.7	100

## 4 追録図書の管理状況

追録図書の種類別に管理状況を分類すると表4(1)(2)のとおりとなる。

物品は、「熊本県物品取扱規則」第4条の規定により、取得価格が2万円以上のものは一般備品、それ以外のものについては消耗品として分類し管理することとなっており、追録図書は、一般備品395部、消耗品4,532部となっている。

追録図書内容がイントラネット等に登載されていることについての職員の認識状況を、表4(1)についてみると、4種の図書の計で登載30%、一部登載45%、未登載25%となっている。

利用状況毎の割合とその支払金額は表4(2)計のとおり、月に数回が30%で35,779千円、週に数回が27%で19,736千円、年に数回が26%で35,894千円、毎日使用が9%で3,566千円、ほとんど利